

自動化設備規則検査要領

自動化設備規則検査要領

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 12 月 27 日 達 第 54 号

2021 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2021 年 12 月 27 日 達 第 54 号
自動化設備規則検査要領の一部を改正する達

「自動化設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 自動化設備の検査

2.2 登録検査

2.2.1 提出図面及び資料

-2.を次のように改める。

-2. 規則 2.2.1(1)(a)及び(2)(a)の適用上、鋼船規則 D 編 18.1.1-3.に規定するコンピュータシステムを含む設備にあっては、鋼船規則検査要領 D 編附属書 ~~D18.1.1「コンピュータシステム」~~中 1.2 に掲げる図面及び資料を提出すること。ただし、既に船用材料・機器等の承認及び認定要領第 7 編 8 章の規定に基づき本会の使用承認を受けている場合は、船舶毎に仕様の異なる部分の図面及び資料として差し支えない（同附属書 1.2(2)(a)に規定するものを除く。）。

附 則

1. この達は、2022 年 1 月 1 日から施行する。